

嘉慶・道光期の北京における救貧体制と流民問題

村上 正和

はじめに

一七世紀の後半から一八世紀の初頭にかけての北京では、育嬰堂・普濟堂・功德林と呼ばれる大規模な善堂が相次いで誕生した。この三施設は北京の救貧体制を支える一翼として清末まで継続し、多くの貧民や流民を救済していった。清朝政府は、流民を收容する棲流所や、粥の炊き出しをおこなう粥廠といった官營の施設を運営する一方で、これら三施設にも財政的支援をおこなっていた。清代における北京の救貧体制は、善堂と官營の施設とが補完しあう関係にあったといえる。

それでは、清朝の首都であった北京において、救貧事業はどの様に実施されていたのだろうか。清朝の救貧政策は如何なるものであったのだろうか。北京の貧民や流民にとって普濟堂をはじめとする三施設、そして清朝による救貧事業は、たとえ不十分であったとしても生きていくための拠り所であった。北京に生きていた人々の生活環境、さらには生存のあり方を理解しようとするなら、三施設を中心とする救貧事業と清朝の救貧政策は明らかにしておくべき基本事項の一つである。そこで本稿では、北京における救貧体制の有り様とその変化を、嘉慶・道光期を中

心にして論じていく。

明清期の貧民救済を対象とした代表的な先行研究として、夫馬進、梁其姿両氏の善会・善堂研究が挙げられる。

両氏によって、明末清初期の揚子江下流域で紳士層による様々な善会・善堂が生まれ、清朝が自発的に行われるべき慈善事業を紳士に要請していたこと、一八世紀における善会・善堂の儒生化など、様々な事実が明らかにされていった⁽¹⁾。善会・善堂の実態と、それを統治に取り込んでいった清朝の政策が具体的に示され、官と民とが混淆しつつ実質的な地域の安定が目指されていた様相が描き出されたといえる。

このほかにも同郷・同業組合による相互扶助や、扶鸞⁽²⁾を起源とする宗教結社による救済事業もあった⁽³⁾。つまりは、全国的に一元的な救貧体制が敷かれていたわけではなく、様々な主体が救貧の担い手となり、地域差・時代差をはらみながら多層的な体制が形成されていたと考えられる。多様な主体のうちどこが前面に出て、どこが後景に退くかという点を、時代・地域の特性として措置することもできよう。

本来ならば、北京を考察対象として設定する本稿でも、これら全てを包括的に論じるべきかもしれない。しかし本稿単独でそれを実現する余裕はない。また議論の焦点を絞る必要がある。そこで本稿では北京の救貧体制を明らかにする一環として、まずは三施設ならびに政府系の救貧施設の活動と清朝の救貧政策の一端について論じていく。

北京を対象とした清朝の救貧政策について論じる上では、特に嘉慶期に着目したい。そもそも清朝にとって北京の救貧とは、単に貧しい人々を救済するというだけでなく、皇帝のいる首都の治安を如何に安定させるかという統治の問題でもあったといえるだろう。勿論、救貧と統治が絡み合うのは、他の都市にも共通する一般的な事柄であ

る。しかし北京は「首善之区」と称されるように、皇帝の膝元として、また統治の象徴として、他の都市以上に治安の安定が求められていた。本稿の議論を先取りすることになるが、この北京統治の様相が変化するのが嘉慶期である。嘉慶四年（一七九九）から始まる嘉慶帝の親政によって、清朝は北京統治の一環として三施設への介入を強めていく。だからこそ、北京の救貧体制について考察する際に、嘉慶期に着目する必要があると考えられるのである。以下、第一節では清朝による三施設への支援について概観し、あわせて育嬰堂による遺体回収についても取り上げる。第二節では、嘉慶四年になって、清朝による三施設への監督・査察が強化された経緯を論じていく。第三節では、一九世紀における北京の流民問題を取り上げる。嘉慶後期より、北京では流民の増加が顕著になっていき、清末になると紳士・官僚層の炊き出しが活発化する⁽⁴⁾。この点について、官営の救貧施設である棲流所の状況を明らかにしつつ、嘉慶・道光期の状況が如何なるものであったのか詳しくみていく。

一 普濟堂・功德林・育嬰堂の活動

順治元年（一六四四）、北京に入城した清朝は、貧困者や物乞いに金銭と食料を配給した。こうした応急的な処置の後、清朝は順治八年（一六五一）に養濟院を再興する。その翌年には粥の炊き出しをする粥廠を、さらに順治一〇年（一六五三）には流民を收容する棲流所を設けた⁽⁵⁾。つまりは、政府による養濟院・粥廠・棲流所の設立が、清代における北京の救貧体制の端緒となった。

ただし、清朝の事業のみで十分な救貧体制を確立することはできなかった。だからこそ育嬰堂・普濟堂・功德林

が設立されたのである。三施設のうち最初に造られたのは育嬰堂である。康熙元年（一六六二）、夕照寺の柴世盛は捨て子の多さを憂い、育嬰堂を設立した。康熙三十六年（一六九七）に寂谷が広寧門外に設立した修路慈悲院は、後に活動内容を拡大して、粥の炊き出しや遺体收容など様々な事業を行う普濟堂に発展する。そして康熙四十七年（一七〇八）、王元章が徳勝門外に功德林廟養濟院（以下、功德林と略す）を設立し、粥の炊き出しをすると同時に、身寄りのない老人や障がい者の收容を始めた。これら三施設は清代を通じて継続し、清朝による財政的な支援を受けながら、多くの人々を救済していく。

善堂について論じる際、留意すべきはその財源である。三施設は寄付金を募り、また育嬰堂は陶器工場や借家経営も行っていた⁽⁶⁾。しかし寄付金に頼った運営は不安定なものであり、行き詰まりを迎える。そこで普濟堂に対して、雍正帝と乾隆帝がそれぞれ銀両と穀物の支援をおこなった⁽⁷⁾。

さらに乾隆四〇年（一七七五）になると、順天府尹であった胡季堂が普濟堂に老婦女専用の建物を作り、これを老婦院とした。また自らの呼びかけで銀四〇〇〇両という多額の寄付金を集めている。胡季堂はこの寄付金を宛平県に渡し、商人に運用させて利息をとり、普濟堂の運営費に充てていた⁽⁸⁾。胡季堂は甘肅按察使や江蘇按察使といった要職を歴任し、この頃には刑部左侍郎も兼ねていた。この胡季堂による要請は、官僚や紳士、商人らにとって単なる寄付の呼びかけというだけでなく、相当の圧力を帯びていたといえよう。また功德林に対しても、雍正帝と乾隆帝が金銭・穀物の支援を命じている⁽⁹⁾。

北京の育嬰堂にも雍正帝からの支援がなされている。雍正期になると、育嬰堂の乳母はおよそ二〇人で、寄付金

も少額であった。そのため翰林院侍読学士の陳邦彦は、雍正帝の扁額を受け取ることで権威付けをして寄付金の増額をはかりたいと提案している⁽¹⁰⁾。雍正帝はこれに応じ、さらに銀両も賞給した⁽¹¹⁾。北京の育嬰堂の財政基盤は、清朝からの支援を受けることで強化されたのである。

注目すべきことに、雍正八年（一七三〇）から育嬰堂は、順天府の査察を受けるようになっていた。雍正八年、清朝は政府からの支援金（その中には、毎年養濟院から回される銀二〇〇両を含む）や年間の支出について、「いずれも順天府に査察させる」よう命じたのである⁽¹²⁾。

養濟院は政府系の救貧施設である。その予算の一部が育嬰堂に毎年流れ込み、さらには順天府が育嬰堂の収支を確認するようにもなった。善堂の一種として始まった育嬰堂は、清朝から多額の支援を受けるとともに、その代償として、雍正八年というかなり早い段階で順天府の査察を受けるようになったといえよう。

こうした支援はなされたけれども、育嬰堂内の死亡率は高いものであった。雍正一三年（一七三五）の順天府尹は、着任後に育嬰堂の檔案を確認したところ、一〇月から十一月の間に七十七人もの子供が死亡していたと報告し、巡城御史による査察と適切な人員の選抜を提案している⁽¹³⁾。

なお夫馬進氏が指摘するように、北京の育嬰堂は子供を育てるだけでなく、遺体の回収をする陸慈航も行っていた⁽¹⁴⁾。康熙前半に東城の巡城御史であった呉震方は、育嬰堂の運営に積極的に関わっていた人物で、彼の『巡城條約』には関連する文章が幾つか収録されている。その一つである「買地埋骨」によると、陸慈航は遅くとも康熙二五年（一六八六）には行われていたようである。育嬰堂は毎日、四両の牛車を出して、生死を問わず子どもや行き倒れた

遺体を回収し、春・秋は五日、夏は三日、冬は一〇日ごとに火葬していた。呉震方は火葬について、哀惜の念を込めて「燃やされる遺体は惨苦を極めており、往々にして数十、数百の遺体を集めて、烈火の中に放り投げていた」と記している。⁽¹⁵⁾

さらに呉震方は、「以前から東城には流行病はないと聞いていたが、火葬を始めてから近隣の数里では耐えがたい悪臭が発生していた。夏に病になった者も多く、いつも火葬によって健康が損なわれている。火葬の一事は、ただ死者にとって無益なだけでなく、生者にも害をなしている」と記し、火葬前の遺体が悪臭と健康被害の原因であると見なしている。そこで呉震方は紳士らに働きかけて、埋葬のための土地を購入した。⁽¹⁶⁾

育嬰堂の陸慈航は、戯曲のなかでも描かれている。それを示すのが、大谷大学が所蔵する乾隆中期の戯曲で、北京の育嬰堂の歴史を題材とした『育嬰堂新劇』（作者不詳）である。劇中では柴世盛が育嬰堂を設立し、牛車を買入れて子供を収容していた様も描かれている。⁽¹⁷⁾ この『育嬰堂新劇』はあくまでも戯曲である。しかし戯曲にも描かれるほど、陸慈航が育嬰堂の活動を象徴するものとなっていたとは言えるだろう。

乾隆期になっても陸慈航は継続していく。乾隆三年（一七三八）、北京に滞在していたイエズス会士は本国に宛てた手紙の中で、「北京では、必要な救恤が行われないために、その大部分が死亡する多数の幼児が遺棄されていることとは周知のことです。これらの子供たちを集めて、養育院様の施設（育嬰堂）に運ぶための、公共当局が経営する車があるということは事実であります。この施設ではすでに死んだものは埋葬され、生きているものは世話をされることになっていますが、しかしほとんどすべてがひとえに饑寒のために死んでしまいます」と記している。⁽¹⁸⁾

殆ど全ての子供が亡くなってしまおうと書かれているのも、全くの誇張というわけではない。前述のように雍正一三年には七七人もの子供が亡くなっており、宣教師もまた育嬰堂の厳しい環境に注目していたのである。

加えて、宣教師が育嬰堂を「公共当局」と理解していた点も興味深い。雍正八年より育嬰堂は、順天府から收支の確認を受けていた。宣教師はこの点を正確に踏まえて、育嬰堂をこのように理解したのだと推測できる。

さらに時期はかなり下るが、清国駐屯軍司令部が編纂した『北京誌』は、二〇世紀初頭の陸慈航を以下のように説明する（句読点は筆者が付した）。

陸慈航とは貧家の子女死して掩埋すること能はざるものを収めて、之を埋葬せんが為めに牛車を引きて朝早く市中を巡行するものを云ふ。北京に於ける牛車は此外に他に類無し。又小児に限らず街路行斃等の者あれば、之れをも収めて掩埋すと云ふ。今日にては広渠門内なる育嬰堂より唯一輛の牛車を出だして街路を巡行せしむるのみ。⁽¹⁹⁾

ここでは、「街路行斃等の者あれば、之れをも収めて掩埋すと云ふ」とあるように、子ども以外にも行き倒れた遺体の回収と埋葬を行っていた点に注目したい。北京の育嬰堂は街中の遺体回収という、都市の統治にとって極めて重要な事業を担っていた。善挙による遺体の回収自体はよく見られるものであるが、歴史的にみれば、北京の育嬰堂による遺体回収は、明清期において最も早い時期に行われた部類に属するといえよう。また視点をかえて清朝からみれば、金銭的な支援をするかわりに育嬰堂に遺体の埋葬を代行させていたともみなせる。育嬰堂は、清朝の北京統治にとって欠くことのできない一部となっていたのである。

二 嘉慶帝による査察の強化

嘉慶四年になると、三施設の活動に対して清朝はより介入するようになる。最初に対象となったのは普濟堂である。嘉慶四年二月六日、嘉慶帝は、「以後、普濟堂については五城飯廠の例に照らし、炊き出し時に満・漢の御史二名を派遣して監督・査察をさせ、慎重に対処せよ」と命じた。⁽²⁰⁾ここでいう五城飯廠の例とは、御史が司坊官（正指揮・副指揮・吏目）を率いて炊き出しを監督し、記録を残すという乾隆二八年（一七六三）の規定と思われる。⁽²¹⁾つまり普濟堂は、清朝による炊き出しの監督に準拠することになったのである。

それではなぜ、嘉慶帝はこのような指示を出したのだろうか。普濟堂の問題点を指摘した奏摺（提出者は不明）では、次のように述べられている。

臣が調べたところ、普濟堂には所定の経費がある。さらには毎年冬の初めには、必ず特別に穀物が賞賜されている。……しかし残念ながら順天府の対応が拙く、穀物を普濟堂の堂主に委ね、炊き出しも堂主に行わせているので、官米を非常に質の悪いものに取り換えられてしまい、粥は薄くて食べられない。貧民は腹を満たせず、日ごとに衰弱している。また貧民を罪人であるかのように扱い、出入りを禁じてもいるので、行き倒れて亡くなってしまふ者が非常に多い。さらに堂主は私腹を肥やそうとしている。⁽²²⁾

これによれば、普濟堂では炊き出し時の穀物のすり替え、貧民を罪人の如く扱う粗悪な対応が常態となっていた。普濟堂は、活動の質を著しく低下させていたのである。そして親政を始めたばかりの嘉慶帝はこの奏摺を評価し、

「この報告は正しい」（此件所言是）と朱批を書き入れた。ここに、普濟堂への介入に積極的な嘉慶帝の姿勢を見て取ることができるだろう。

また普濟堂は、順天府への収支報告も義務づけられていた。この点を示すのが、翌年に功德林への介入が議論された時に提出された奏摺である（功德林については後述）。奏摺の中では、「該給事中らが願ひ出てきた、普濟堂章程に照らして政府が経理し、帳簿を作成して毎月収支の報告をさせるといった全ての点については、議論する必要はない」と記されている。普濟堂は順天府に対して、収支の報告を行っていたのである。⁽²³⁾

実際に道光年間に査察を担当した陳慶鏞の『籀經堂類稿』には、「臣万超・臣陳慶鏞は命令を受けて広安門外の普濟堂と徳勝門外の功德林に行き、粥廠を査察した。（普濟堂は）昨年の一〇月一五日に開堂し、貧民を受け入れ、本年の清明節になって活動を停止した。……穀物や銀両は、以前より順天府の担当者が毎年の帳簿を作り、それを順天府に送って確認を受けており、これまで規定通りに処理してきた」と記されている。⁽²⁴⁾ 普濟堂に支給した金銭や穀物の使用状況は、順天府が把握する体制となっていたことが読み取れる。⁽²⁵⁾

普濟堂の次に取り上げられたのは育嬰堂である。嘉慶四年二月二六日、都察院の左副都御史である陳嗣龍が、順天府ではなく巡城御史に育嬰堂を査察させるべきだと、次のように提案した。

思うに官設の救済施設としては、普濟堂のほかにさらに育嬰堂があり、ともに順天府から人を派遣して経理している……。育嬰堂は東城の僻地にあり、地元の者でなければほとんど知らない。しかも順天府尹は公務に多忙で、育嬰堂のある場所には目が行き届いておらず、対処ができていない。臣が聞いたところでは、公金

が支給されているものの、胥吏が多くを横領し、経費の支払いも地元の者らに侵食されていて、その積弊は長年のものとなっている。かつて礼部尚書の紀昀に尋ねたところ、彼もまた事実であると答え、臣のためにその弊害を詳細に述べた。今、普濟堂はすでに陛下の明察によって、特別に御史を派遣して炊き出しの監督を受けている。臣の愚昧な意見であるが、東城の育嬰堂は近辺にいる東城の巡城御史に査察させ、問題があればすぐに摘発させ、運営状況に不備があれば、すぐに章程を改善させるよう求めたい。公金をすべて実用に帰し、皇仁がますます広がることを願う。⁽²⁶⁾

陳嗣龍は育嬰堂の知名度の低さ、順天府の管理不全、内部の公金横領を理由に、巡視東城御史による査察を求めた。そして嘉慶帝はこれを受け入れ、「現在、普濟堂については滿・漢の御史を派遣して炊き出し時の監督と査察を行っている。育嬰堂も同様の事柄であるので、提案通りに巡視東城御史に命じて随時査察を行わせ、実態を明らかにするように」と指示を下した。⁽²⁷⁾ 育嬰堂は、巡視東城御史による査察を受け入れることになったのである。⁽²⁸⁾

北京の普濟堂と育嬰堂はともに清初に善堂として始まったものの、寄付金だけでは財務状況が安定せず、公金に依拠するようになった。その結果、都察院の副都御史である陳嗣龍は「官設」とみなし、また「公金をすべて実用に帰し」（公項皆歸實用）と述べて、政府からの公金が投入されていないながら、監督が及んでいない点を特に批判した。こうして育嬰堂は、地方政府である順天府ではなく、中央政府に属する巡視東城御史の査察を受け入れたのである。嘉慶一三年（一八〇八）には、ある事件で没収した金錢を大興・宛平両県に渡して運用させ、その利息を普濟堂・育嬰堂の運営費に充てることが認められた。⁽²⁹⁾ この提案をしたのは、兵部尚書と順天府尹を兼任していた劉權之であ

る。彼の奏摺では、「調べたところ、順天府属の普濟堂・育嬰堂のあらゆる経費が、現在は不足している」と記されている。⁽³⁰⁾ 育嬰堂と普濟堂は、順天府尹であり、また政権中枢に位置する人物から、順天府所属の施設であると位置づけられるようになっていた。

残る功德林についても、嘉慶五年（一八〇〇）になり、吏科給事中の長琇と巡視南城御史の張鵬展によって、普濟堂章程を適用すべきではないかと提案がなされた。これを受けて調査がなされたものの、収支報告が行われていないため、政府内に関連文書は保管されていなかった。⁽³¹⁾ そのため兵部尚書と順天府尹を兼任する汪承霈は、功德林の僧侶を呼び出して聞き取りを行った上で、中央政府による管理は必要ないと反論した。

また調べたところ、普濟堂には以前から司事が一人置かれている。燃料などの項目では、別に必要な経費が出るのを免れ得ない。所在地では人も業務も多く、必ずや官が経理すべきである。また要地にあるので、喜んで寄付をする者も少なくない。功德林は徳勝門外の僻地にあつて、収容者も比較的少なく、寄付金も多くはない。もし普濟堂章程に照らして対応すれば、僧侶たちは我関せずの態度をとり、彼らに寄付金集めをさせるのが難しくなる。さらに役人の人件費や紙などの雑費を普濟堂と同じように支出すれば、規模の小さい事業に同様の支出をすることになってしまふので、寄付金を集めるのが難しくなるだけでなく、無駄な支出が惜しまれる。給事中らが願ひ出てきた普濟堂章程に照らして政府が経理し、帳簿を作成して毎月収支の報告をさせる点については、⁽³²⁾ いずれも議論する必要はない。

功德林は普濟堂に比べて規模が小さく、寄付金の額も少ない。そのため今以上に政府が関与するよりは、僧侶た

ちの自営に任せるべきである。このように汪承霈は主張した。ただし嘉慶帝は、「六年議准す。功德林は貧民を收容しており、毎年、銀兩と穀物を恩賞として与えている。受け取りの際には、地方官に報告させて記録を残しておき、あわせて普濟堂の炊き出しを監督する御史に命じて査察させよ。もし問題があればすぐに処罰せよ」と命じた。⁽³³⁾ 運営は僧侶に任せるものの、銀兩と穀物を支給する時に記録を残し、炊き出しの査察もするという方針が定められたのである。

ここまでの展開を整理すると、次のようになる。嘉慶四年一二月に、嘉慶帝は炊き出しの時に御史が普濟堂を査察するよう命じた。育嬰堂に対しても、御史による査察を命じている。そして翌年、功德林にも御史による炊き出し時の査察と、記録の保管を命じた。つまり嘉慶帝は親政を始めた直後に、中央政府による三施設への介入を強めたのである。

では嘉慶帝によるこの決定は、当時の政治状況のなかで如何なる文脈に位置づけられるのだろうか。同時期における北京統治の変化を俯瞰してみると、救貧事業だけではなく治安維持についても立て直しが図られていた点に気づく。嘉慶四年正月、嘉慶帝は全国の軍隊の綱紀肅正を命じた上諭のなかで、北京にある和坤の私宅で一〇〇〇名以上の歩甲が働いており、さらに歩軍協尉や筆帖式まで歩甲を私役しているために「歩甲の数は日ごとに減少しており、盜賊は夜間ほしいままに暗躍している」と北京の治安悪化を問題視した。⁽³⁴⁾

ここで問題になっている歩甲とは、歩軍統領衙門に所属する最末端の兵士である。⁽³⁵⁾ その地位は低いものの、北京の治安維持を現場で実現する役目を担っていた。街の巡回、賭場や娼館の摘発など、彼らの活動の一つ一つは小さ

なものである。しかし歩甲の活動の積み重ねが、北京の治安に直結していたともいえるだろう。その歩甲が私的に利用されていたのである。

嘉慶帝にとって和珅とは、乾隆末からの負の問題の責任を全て負わせることのできる存在であった。⁽³⁶⁾そのため嘉慶帝の上諭には、和珅の評価を貶めるための誇張も含まれている。しかし少なくとも、乾隆末から嘉慶初頭において歩甲の私役が広く行われていたことは確かであり、嘉慶帝はそれを禁じたのである。また一〇月に嘉慶帝は、北京近郊の長新店で発生した強盗事件への対応の遅れを重くみて、総兵による南城外の巡回警備の強化を命じた。⁽³⁷⁾さらに一二月には北京に入ってくる僧侶や道士の潜住を次のように禁止した。

今後、北京内外の政府が管理する廟宇については、地方から引見のために上京した官員や候補・候選官らであれば、もとより金銭を支払っての宿泊を認め、政府が禁止をする必要はなく、僧・道士らに金銭を得させる。ただ、地方からやってきた僧・道士や怪しい風体をしている来歴不明の者がいれば、必ずや十分に調査をして、決して留め潜ませてはならない。なお年の終わりに一度報告をさせ、杜撰な対応をして有名無実にしてはならない。⁽³⁸⁾

北京の廟は、宗教的な施設というだけでなく、上京した官僚らの宿泊場所としても利用されていた。しかし嘉慶帝は、地方からの流入者の潜伏場所にもなっている状態を嫌い、宿泊者の選別を命じたのである。⁽³⁹⁾これに加えて、嘉慶五年には月二度の宣講による教化まで命じている。⁽⁴⁰⁾また嘉慶四年には、内城で開設されていた劇場の閉鎖も命じている。本来、内城での劇場開設は認められていなかったが、実態は大きく異なっていた。これに対して嘉慶帝

は、歩軍統領の反対を退け、劇場の閉鎖を命じたのであった。⁽⁴¹⁾

以上を踏まえると、嘉慶四年には治安維持の強化、娯楽産業への規制、そして救貧事業への査察が命じられたことになる。嘉慶四年は、中央政府による北京の統制が強められた年であったと位置づけられるだろう。

それではなぜ、こうした命令が出されたのであろうか。廟の宿泊規制が示すように、嘉慶帝は地方からの流入者を警戒していた。本来であれば、歩甲による取締りによって犯罪者や流入者の一部は摘発され、あわせて、棲流所や善堂による救済も図られるはずである。しかし歩甲は官員によって私役され、現場での巡回や取締りは形骸化していた。善堂による救済も、普濟堂で穀物のすり替えがあったように、その機能を低下させていた。だからこそ嘉慶帝は、歩甲の私役を禁止して宿泊規制も命じる一方で、善堂への査察も強化したのだと思われる。このように皇帝の命令によって善堂への介入が指示されたことは、皇帝の膝元であり、「首善之区」とも称される北京ならではの特色といえるだろう。

三 一九世紀における流民問題

嘉慶帝によって三施設への査察が強化された。しかしこれによって、北京の貧困問題や流民問題が緩和されたわけではない。この点に関連して取り上げたいのが、棲流所の経費である。棲流所とは流民を中心とした収容施設で、北京には計六箇所設けられていた。⁽⁴²⁾ この棲流所の活動内容と問題点について、雍正一三年に巡視北城御史の徳寿は、費用の不足から入所者の保護が十分に行われていないと改善策を提案し、採用された。⁽⁴³⁾ その内容を整理すると、次

のようになる。

各城の正指揮が責任者となって建物の改修をする。そして行き場のない流民と街路で行き倒れた病人の保護、入所者への食料の配布、世話人の雇用、入所者への医療の提供、防寒着の支給、入所者と路上で行き倒れた死者の埋葬といった業務を行う。経費として銀二〇〇両の予算を付ける。足りない場合は追加の申請を認める。⁽⁴⁴⁾

様々な業務を列記しているが、要は流民や行き倒れた人々に宿泊場所と食事を提供して、病になれば診察し、亡くなれば埋葬していたのである。また炊き出しの利用者に病人がいれば、棲流所に送られてもいた。⁽⁴⁵⁾

もちろん、実際にこのように運営されて成果を出していたわけではない。雍正期には、正陽門外に置かれた棲流所に丐頭（乞丐の頭目）がおり、他の者を従わせると問題視されている。⁽⁴⁶⁾ 収容された人々は、個々別々のままに生存していたのではなく、所内で仲間を形成していた。

棲流所の収容者数について、具体的な数字は残っていない。しかし乾隆五〇年（一七八五）の報告では、棲流所の収容者数は中城一八名、東城二〇名、南城一〇名、北城七名、西城〇名であった。西城の棲流所が一人も留めていなかった理由について、正指揮の万朝宗は、行き倒れた貧民の埋葬に経費を用いており、戸部・刑部に報告済みだと説明している。⁽⁴⁷⁾ 不正を否定するこの説明は信じられるものではないが、いずれにせよ一八世紀後半には棲流所に収容されている人数は特別に多いものではなかった。

ここで注目したいのは、各城に銀二〇〇兩という棲流所の経費である。この経費が、嘉慶中頃から増加していく。嘉慶一五年（一八一〇）、内閣大学士の慶桂が以下のように経費の増額を提案し、採用されている。

近年、五城が受け取って備蓄している銀両は、各城で銀四〇〇両、六〇〇両、八〇〇両と様々であり、いずれも定められている額から大きくかけ離れている。……以前は毎年、各城に銀二〇〇両を支給していたが、これでは当然不足するであろう。ただし制限を加えなければ、一年また一年と、次第に無用な支出が増えてしまうのを憂慮するものである。調べたところ、五城では嘉慶二二年に合計で銀二二〇〇両、一三年には銀三〇〇〇両、一四年には銀二八〇〇両を用いている。本年に用いた銀両はまだ報告されていない。臣らが考えるに、今年に支給する銀両については協議することとし、以後は棲流所で備蓄する銀両として、毎年五城全体で銀二六〇〇両を受領させることを認めるべきである。⁽⁴⁸⁾

棲流所の実際の経費は各城で異なっており、規定の額を大幅に超過していた。そこで全体で銀二六〇〇両と定額化することが提案され、採用されたのである。

さらに嘉慶二二年（一八一七）には、予算の分配法が改められている。もともと全体の予算である銀二六〇〇両は、中城に銀三六〇両、南城と東城に銀四七〇両、西城と北城に銀六五〇両というように分配されていた。しかしこの年は干ばつのため中城と南城に流民が集中し、死亡者も大勢出ているという状況であった。そこで調整が図られ、中城は銀四〇〇両、南城は銀五三〇両、東城は銀四七〇両、西城と北城は銀六〇〇両という予算額に改定された。⁽⁴⁹⁾

この後も臨時の増額は適宜行われており、例えば道光一三年（一八三三）、中城、南城、西城では予算を使い切り、東城と北城も残額は僅かであった。このため、銀二六〇〇両の追加が認められている。⁽⁵⁰⁾ これだけの増額は、たとえ

ば官僚の私的流用の深刻化のみで説明できるものではない。一九世紀に入り、北京への流民は確実に増加していた。流民の増加とともに、粥廠の利用者も増加している。北京では順治九年（一六五二）に官營の粥廠が五廠設置され、康熙二九年（一六九〇）には一〇廠に増加した。それでは、どれほどの人が粥廠を利用していたのだろうか。一例として乾隆三年（一七三八）の事例を取りあげたい。

乾隆三年には大雨による水害のために、多くの流民が北京に集まっていた。この時、貧民以外の者が炊き出しを利用して家畜の餌にしているとの報告が出された。これに反論したのが都察院左都御史の查克丹である。查克丹は「合計するとおよそ九〇〇〇人」の貧民が炊き出しを利用しており、自ら現場で確認したところ、家中の病人の分や一日分の食事にするため炊き出しを持ち帰る者はあるが、家畜の餌にしているわけではないと強く反論している⁽⁵¹⁾。

これが道光四年（一八二四）四月になると、各粥廠では合計で一日に二万人ほどが集まっていると報告されている⁽⁵²⁾。同年五月の報告によると、炊き出しを終えて流民に帰郷を命じた後にも、老人や子供、寄る辺のない病人がおよそ二〇〇〇〜三〇〇〇人ほど残っていた⁽⁵³⁾。棲流所が対応していたものの、「部屋が足りなければ空き部屋を探して、男女を分けて住まわせている。西城と北城では既に三〇〇〜四〇〇〇人ほどを、その他でもみな百数十人を受け入れている」状況であった⁽⁵⁴⁾。貧民たちは朝早く炊き出しを受けて棲流所に入り、昼間は金銭を受け取って饅頭や焼餅の類を買い、物乞いもし、夜になればまた棲流所に入るといふ生活を送っていた⁽⁵⁵⁾。

これらの数字は厳密な統計ではなく、あくまでも概算に過ぎない。年によって、また災害の有無や規模によって大きく変動もする。また利用者の全てが外来の流民とは限らず、没落した旗人は都市の貧困層となっていたし、炊

き出しを利用して家畜の餌を得ようとする者もやはりいたであろう。⁽⁵⁶⁾しかし粥廠の利用者数は、乾隆期に比べて確実に増加していた。

こうした状況下で、普濟堂も炊き出しを行っていた。普濟堂の査察を担当していた陳慶鏞によると、道光二三年（一八四三）一〇月から翌年二月にかけて、合計するとおよそ七万六千人分の炊き出しを行っていた。そして炊き出しを終えた後も、自活できない老人や病人、障がい者（男性三四名、女性二名）を普濟堂に留めている。⁽⁵⁷⁾功德林の方はおよそ三万六千人分の炊き出しを行い、障がいを持つ四人を受け入れている。⁽⁵⁸⁾これがどこまで実数を反映しているかはともかく、両施設においては非常に大規模な炊き出しが行われていたのである。

この流民の増加という問題に対応するため、一九世紀半ば以降になると、在京の官僚・紳士層による炊き出しが活発化する。⁽⁵⁹⁾実際に運営に携わっていた清末の官僚である惲毓鼎は、光緒三〇年（一九〇四）の日記で、満人御史の阿查本が禮拜寺の粥廠に言いがかりをつけて金銭を強請り取ろうとしたと罵っている。⁽⁶⁰⁾炊き出しの増加は、官僚・紳士間に運営費や支援をめぐる協同と緊張をもたらしたといえよう。

おわりに

一七世紀半ば、北京では清朝によって養濟院・粥廠・棲流所が設置される。これを補う形で、一七世紀後半から一八世紀初頭にかけて、育嬰堂・普濟堂・功德林が成立した。しかし三施設は運営を安定させられず、清朝の支援を受けるようになる。また北京の育嬰堂では、行き倒れて亡くなった遺体を回収し、埋葬する陸慈航も行っていた。

政府からみれば、資金を援助するかわりに遺体の埋葬という都市統治にとって極めて重要な事業を代行させていたともいえるだろう。

清朝も救貧のために養濟院・粥廠・棲流所を運営するが、これらだけでは十全な効果はあがらず、普濟堂をはじめとする善堂も独力で長期的・安定的な運営を続けられる力はない。つまりは、双方ともに十分な力量を持たないという条件下で、北京では清朝による三施設の支援と個別の事業者による運営という関係性がつくられたのである。しかし清朝による支援は介入の遠因ともなる。嘉慶四年になると、嘉慶帝は御史による三施設への査察を命じた。

この嘉慶帝の命令は、親政開始にともなう北京統治の強化策の一環であった。嘉慶帝は歩甲の私役を禁じて現場の巡回を強化し、廟の宿泊規制によって外来の者の滞在を減少させようとした。さらには聖諭広訓の宣講による教化まで命じ、旗人の綱紀肅正を目的として、内城の劇場閉鎖も命じた。北京は他地域よりも一層の治安の安定と秩序の維持が求められる。嘉慶帝は親政を始めた直後に、立て続けに治安維持の向上と綱紀肅正を図り、さらに救貧事業への査察を命じたのである。

これまで嘉慶期の政治としては、和坤の排除、京控の容認、白蓮教反乱の鎮圧等が注目されてきたが、北京統治の強化もその一つに加えることができるだろう。嘉慶期の政治を議論する際には、政治改革は徹底されず、衰退を挽回できなかつたと指摘されることが多い。無論、分野によって嘉慶帝の政策の影響は異なるであろう。ただし、清朝の衰退・滅亡という終着点から改革の不徹底や政治の失敗という結論を先行させるのではなく、実証的に嘉慶期の変化を論じる必要がある。⁽⁶¹⁾ 少なくとも嘉慶帝の親政によって、北京統治の様相は大きく変わったのである。

しかし、嘉慶期以降の救貧体制は決して盤石なものではなかった。嘉慶期の後半より北京は、貧民・流民の増加に苦しむことになる。⁽⁶²⁾ 邱仲麟氏が指摘するように、清末になると在京の官僚や紳士層による炊き出しが増加し、清朝もまたそれを支援するようになった。清朝の対応の遅れを民間の救貧活動が補い、清朝もそれを積極的に統治に取り込んでいったのである。⁽⁶³⁾

以上が、嘉慶・道光期を中心とする北京の素描である。育嬰堂による陸慈航、嘉慶期の施策、棲流所の活動など、これまで注目されてこなかった諸点を取り上げることができたが、本稿で示し得たのは、あくまでも救貧体制の一部でしかない。各善堂の活動実態もより緻密に論じる必要があるし、全体像を描くためには、宗教系の団体による救貧事業、同業者の相互扶助も考慮しなくてはならない。特に救劫思想と扶鸞を核として生成される宗教的な慈善結社の活動は、近代中国史研究との接続を図る上では、重要な論点になると思われる。⁽⁶⁴⁾ 今後の課題としたい。

註

- (1) 夫馬進『中国善会善堂史研究』(同朋舎出版、一九九七)。梁其姿『施善与教化 明清的慈善組織』(聯經出版公司、一九九七)。慈善事業に関する先行研究を整理したものとして、帆刈浩之『越境する身体の社会史 華僑ネットワークにおける慈善と医療』(風響社、二〇一五)が有用である。
- (2) 仁井田陞『中国の社会とギルド』(岩波書店、一九五二)が、北京ギルドの互助的な働きについて言及する。
- (3) 志賀市子『近代中国のシャーマニズムと道教 香港の道壇と扶乩信仰』(勉誠出版、一九九九)。武内房司『慈善と宗教結社 同善社から道院へ』(野口鉄郎他編『道教と中国社会』雄山閣出版、二〇〇二)。同編『戦争・災害と近代東アジアの民衆宗教』(有志舎、二〇一四)。小武海櫻子「清

末民初期の明達慈善会と慈善事業」(武内房司編『越境する近代東アジアの民衆宗教 中国・台湾・香港・ベトナム、そして日本』明石書店、二〇一〇)。同「同善社の慈善事業 合川会善堂慈善会の軌跡を中心に」(『東洋学報』第九四卷第一号、二〇一〇)。宋光宇「民国初年中国宗教团体的社会慈善事業」(同『宋光宇宗教文化論文集』佛光人文社会学院、二〇〇二)。

(4) 邱仲麟「清代北京的粥廠煮賑」(『淡江史学』一〇期、一九九九)。

(5) 邱仲麟前掲註(4) 論文、二二八頁。

(6) 夫馬進前掲註(1) 書、一七一頁。

(7) 邱仲麟前掲註(4) 論文、二五三頁。

(8) 乾隆四十年、大司寇光山胡公奉旨管理京尹、增葺館垣、經畫章程、百務具舉。復念衰病老婦不獲依棲、未免向隅、因即堂後舊址重爲建房間、爲老婦院。又計每歲薪米帛棉之費甚鉅、無所出、躬自首倡輸金、及公卿大夫之好義者、前後積至四千金、飭交宛平、令取息爲歲用、蓋五年于茲矣。
〔阮葵生「七錄齋文鈔」卷四、普濟堂老婦院碑記、』統修四庫全書』第一四四六冊、上海古籍出版社、一九九五、一〇六頁)。

(9) 邱仲麟前掲註(4) 論文、二五三頁。

嘉慶・道光期の北京における救貧体制と流民問題 村上

(10) 今育嬰堂毎日約收嬰兒二十餘口、每月僅乳母二十餘家。其他雜用工料所需、大約與普濟相等、不過每月初八日一會、收分金五六十兩而止。司其事者、左右支吾、束手無策。……仰請皇上親灑宸翰、賜以數字、以鼓舞四方樂善之意。(清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件、402021307、雍正)。夫馬氏によれば、既に康熙二四年には、乳の出ない乳母が育嬰堂を占拠するという事態が生じている。(夫馬進前掲註(1) 書、二四五頁)。

(11) 是年、賜廣渠門內育嬰堂帑銀一千兩。(光緒『欽定臺規』卷二四、五城六、『中国文献珍本叢書』所收、全国図書館文献縮微複製中心、一九八九)。

(12) 八年。又賜帑銀一千五百兩、置立產業、每年約收租銀六百餘兩、又養濟院每年餘贍孤貧口糧、分撥育嬰堂銀二百餘兩、合銀八百餘兩、及一年捐助之銀、每歲支銷款項、均歸順天府察覈。(同前)。

(13) 到任後訪查普濟堂……及檢閱育嬰堂檔案、自十月初八日起、至十一月初七日止、病故嬰兒七十七口……仰請皇上勅下該城御史、不時稽查、嚴諭本堂效力候選訓導張嗣琮、慎選誠實幹練之人、協辦堂務。(清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件、40200570)。乾隆帝は「此摺無庸議」と回答している。

二八九

(14) 夫馬進前掲註(1)書、二五〇頁。

(15) 照得、育嬰堂向有牛車四輛、每日在城內外拾取生死嬰孩及無主屍骸。生孩付奶房乳養、死孩及眾骸俱行焚化。舊例春秋五日一燒、夏月三日一燒、冬月十日一燒。本院屢次日擊焚化屍骸、備極慘苦、往往聚數十百之屍、亂拋烈火之中。(吳震方『巡城條約』、內閣文庫所藏、清刊本、買地理骨)。

(16) 向聞東城地方從無時症、自焚骨以來、左近數里、臭惡難聞、暑月感受發病者多、每有以此傷生者。是焚化一事、不惟無益於死、而反有害於生。本院惻然憫之、於每月初八公會之日、商之諸朝紳先生、訪之居民耆老、擬買不毛之地、逐日隨到隨埋、於地上掘一深坑、以不及泉爲止。……茲已募資捐俸、契買潘氏地十畝、附近育嬰堂側、令沈善人監理其事。(同前)。

(17) 『育嬰堂新劇』(黃仕忠編校『明清孤本稀見戲曲彙刊』下、廣西師範大學出版社、二〇一四)。

(18) 「一七三八年におけるシナ帝国の宗教事情」(矢沢利彦編訳『イエズス会士中国書簡集』三、第二書簡、平凡社、一九七二、五三頁)。

(19) 清国駐屯軍司令部編『北京誌』(博文館、一九〇八、六六八頁)。また日本への留學経験もある陳師曾が、二〇世紀

初頭の陸慈航の絵を残している。陳師曾『北京風俗図』(北京古籍出版社、一九八六)。

(20) 嗣後、普濟堂著照五城飯廠之例、屆期奏派滿漢御史二員、監放稽查、以昭慎重。(中國第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四冊、廣西師範大學出版社、二〇〇〇、嘉慶四年二月六日、no.147、五一七頁)。

(21) 又奏准、監廠御史務於每日辰刻到廠、督同司坊官、動慎辦理、設立檔案、各自填註到字、以便查覈。(光緒『欽定大清會典事例』卷一〇三五、都察院、飯廠、乾隆二八年、『統修四庫全書』第八二二冊、三八六頁)。

(22) 臣查普濟堂例有經費。況每屆初冬、必奉特旨、加賞米石。……惜順天府辦理不善、委之堂主、便掌其事、輒將官米抵換不堪麤米、煮粥稀不可食。貧民不得飽食、日就瘠弱。又且視如罪囚、禁其出入、故因而致斃者甚多。堂主且圖自肥。(中國第一歴史檔案館所藏、宮中檔朱批奏摺、04-01-02-0174014、嘉慶四年)。

(23) 所有該給事中等請、照普濟堂章程、官爲經理、按月造冊報銷之處、應毋庸議。(內閣大庫檔案、28840-001、嘉慶五年一月二七日)。

(24) 竊臣萬超・臣陳慶鏞、奉命前往廣安門外普濟堂・德勝門外功德林、稽察粥廠、遵即于上年十月十五日開堂、收養

貧民、至本年節屆清明停止。……其米石銀兩、向由順天府委員、按年彙造清冊、送順天府覈銷、歷經遵照辦理。(陳慶鏞『縮經堂類彙』卷一、稽察普濟堂完竣疏、『統修四庫全書』第一五二冊、四八八頁)。

(25) 乾隆六年に提出された薄海の奏摺では、普濟堂も育嬰堂に倣つて順天府に支出を把握させるよう求めている。「現今育嬰堂已交順天府管理、其事尚簡於普濟堂。……伏乞皇上、勅下順天府官員、相度經費、籌畫萬全、每年約計若干、奏請撥動盈餘銀兩、存貯該堂、以備不時之需」(宮中檔朱批奏摺、04-01-02-0149-025、乾隆)。

(26) 惟是官設養濟之局、普濟堂外、尚有育嬰堂一所、均由順天府派人經理。……育嬰堂在東城僻處、非土著之民、幾不知尙有此局。而順天府尹公務殷繁、其地非所常經、亦鞭長莫及。臣聞其中給發官項、多侵漁於胥吏、支銷用度又乾沒於鄉耆、積弊已非一日。曾詢諸禮部尙書紀昀、紀昀言實有其事、爲臣具言其弊甚詳。今普濟堂已仰蒙洞鑒、特派御史監放。臣愚昧之見、請將東城育嬰堂、亦就近令東城御史稽察、查有弊端、卽行舉發、或辦理不善、卽酌改章程。庶公項皆歸實用、可以益廣皇仁。(中國第一歷史檔案館所藏、軍機處錄副奏摺、03-238-428、嘉慶四年十一月二十六日)。

(27) 現在普濟堂已派滿漢御史、監放稽查。育嬰堂事同一例、

嘉慶・道光期の北京における救貧体制と流民問題 村上

著照所請、卽令巡視東城御史隨時查察、以昭核實。(『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四冊、嘉慶四年十二月二十六日、no.1546、五六一頁)。

(28) 嘉慶六年に提出された巡視東城御史の奏摺によると、育嬰堂で雇つてゐる坑夫が子供の遺体から衣服を剥ぎ取り、売却するという事件があつた。(軍機處錄副奏摺、03-248-029、嘉慶六年十一月二三日)。巡視東城御史による查察がなされるようになったからこそ、こうした育嬰堂に関する小さな事件が摘発され、報告されたのだといえよう。

(29) 順天府衙門奏請將楊繼昌私開牙用、應行人官錢文、作爲普濟・育嬰二堂生息經費一摺。著照所請、此項入官制錢二千五百餘千、卽交大興・宛平兩縣生息、作爲該堂經費之用。(『嘉慶道光兩朝上諭檔』第一三冊、嘉慶一三年六月一日、no.815、三四八頁)。

(30) 查順天府屬普濟・育嬰二堂一切經費、現在不敷。(軍機處錄副奏摺、03-186-019、嘉慶一三年六月十一日)。

(31) 臣等遵查功德林留養貧民、歷係僧人自行募化經理。臣衙門並無檔案。(內閣大庫檔案、228340-001、嘉慶五年一月二七日)。

(32) 再查普濟堂向設司事一人。其薪水等項不免另有需費之處。在該處人眾事繁、必須官爲經理、且地處衝要、往來樂

助者不少。功德林僻處德勝門外、留養較少、捐助無多。若照普濟堂章程辦理、該僧置身事外、自難令其仍行募化。而添設在官人役及紙張等費、與普濟堂一例開銷、是事簡而費同、不特籌款維艱、而虛糜亦屬可惜。所有該給事中等請照普濟堂章程、官爲經理、按月造冊報銷之處、應毋庸議。(同前、228340-001)。

- (33) 六年議准。功德林留養貧民、每年恩賞銀米。支領之時、應令稟知地方官備案、並令監放普濟堂之御史、一體輪流稽察。如有弊端、立時懲辦。(光緒「欽定大清會典事例」卷一〇一九、都察院、稽察普濟堂、嘉慶六年、『統修四庫全書』第八一二冊、二三五頁)。

- (34) 近聞、京師步軍統領衙門及巡捕五營所管步甲兵丁、在和坤宅內供廝役者、竟有千餘名之多、實出情理之外。其兩翼步軍協尉及司員、筆帖式等官、亦有坐甲十數名、以致步甲之數日少、盜賊肆意夜行、殊屬不成事體。國家設立兵額、原資捕盜緝匪之用、豈可任大小營員冒食空糧。(嘉慶道光兩朝上諭檔』第四冊、嘉慶四年正月一二日、no.47、一九頁)。
- (35) 北京の治安維持体制については、渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」(『史苑』第四一巻第一号、一九八一)が全体像を論じている。

- (36) 山田賢「官逼民反」考 嘉慶白蓮教反乱の「叙法」をめぐる試論(『名古屋大学東洋史研究報告』第二五号、二〇〇一)。

- (37) 京師重地、豈容宵小藏匿、貽累地方。……著派左右兩翼總兵官二人、每月輪出一人、在南城外駐劄半月、督率所屬、晝夜認真巡緝。(『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四冊、嘉慶四年一〇月二七日、no.1194、四一九頁)。

- (38) 嗣後、京城內外官管廟宇、如外省赴京引見官員、及候補候選人員等、原可任其租住、不必官爲禁止、俾僧道等亦得香火之資。惟外來遊方僧道、及面生可疑、來歷不明之人、必當實力稽查、斷不准容留、致令潛匿。仍於年終彙奏一次、不可虛應故事、有名無實。(同前書、嘉慶四年二月一三日、no.1172、五二七頁)。

- (39) 嘉慶九年には、北京の報恩寺で寝泊まりしていた芸人たちが番役によって摘発されている。(村上正和『清代中国における演劇と社会』山川出版社、二〇一四、一四六頁)。

- (40) 嗣後、著五城・順天府・大興・宛平二縣各官、選舉鄉約耆老、於朔望之日、齊集公所、宣讀聖諭廣訓、按期講論。(『嘉慶道光兩朝上諭檔』第五冊、嘉慶五年五月二八日、no.718、一七七頁)。

- (41) 村上正和前掲註(39)書、一一四～一一五頁。

(42) 光緒「欽定大清會典事例」卷一〇三六、都察院、五城、棲流所、『統修四庫全書』第八二冊、三九二頁。

(43) 但查所內止空房數間、既無專司守望之人、又乏衣食藥餌之資、入其所而保全者、十無二三。(清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件、402020892、雍正)。

(44) 請嗣後、各城棲流所、每年令兵馬司正指揮、估計粘補修葺、務使完固。如遇無依流民及病臥街衢者、即令總甲扶入所內、報明正指揮、登記循環、留心查看。每日每名口給小米一倉升、煤炭油菜制錢十五文、以資饋粥。再令招募本城誠實民人一名、每月給工食銀五錢、令其看守房屋、照管流民。如有患病者、即具報司坊官、撥醫調治、投以藥餌。如隆冬臘月、無棉衣者、給以粗布棉襖一件。倘所內有不起並沿街有倒臥者、通令備木收殮、埋於義塚。木價每口定以八錢、令正指揮總核其事、副指揮・吏目・巡檢共相協力辦理。該城御史仍不時巡查。……至所需修理工料・口糧・藥餌・棉衣・工食・木價掩埋等費、請動支戶部庫項、每年每城預發銀二百兩、令正指揮具領收存、隨時給發。如有不敷、許其赴部具領。(同前、402020892)。

(45) 乾隆三年、都察院左都御史が炊き出しの实情を説明する中で「間有疾病者、即飭役扶送棲流所安養」と述べている。(内閣大庫檔案、019740-001、乾隆三年二月一八日)。

嘉慶・道光期の北京における救貧体制と流民問題 村上

(46) 再正陽門外有棲流所一處、乞丐之人多在其中、內有丐頭、並無養濟之實、反加需索之苦。(清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件、402021010、雍正)。

(47) 據報、各所收養貧民、中城現有十八名、東城現有二十名、南城現有十名、北城現有七名。惟西城二所並未收養一名。臣等面詢該指揮萬朝宗、據稱伊到任以來、所領棲流所銀兩辦理倒臥貧民買棺擡埋之費、逐件俱有呈報戶刑二部、册案可稽。(軍機處錄副奏摺、03-0289-009、乾隆五〇年一月二六日)。

(48) 近年以來、五城請領備用銀兩、每城或四百兩、或六百八百兩不等、均與原定額數多寡懸殊。……向例每年每城支銀二百兩、自不敷用。惟不予以限制、年復一年、恐啟濫行支銷之漸。查五城嘉慶十二年共動用銀二千二百兩、十三年共動用銀三千兩、十四年共動用銀二千八百兩。本年年用過銀數、尙未據造報。臣等按、今年支領銀數、公同籌議、應請嗣後棲流所備用銀兩、每年五城准領銀二千六百兩。(内閣大庫檔案、05933-001、嘉慶十五年二月二三日)。

(49) 中城分領銀三百六十兩、東・南二城各四百七十兩、西・北二城各六百五十兩。今查中・南二城雖所轄地面不寬、而商賈輻輳、乞丐流民群趨覓食、是以殘廢僵斃者多。西・北二城、原定銀數較多、尙有盈餘、擬將西・北二城額定銀內、

各割出五十兩、分給中城四十兩、連原額共四百兩、分給南城六十兩、連原額共五百三十兩、作爲定額。西・北二城、即以六百兩之數造報、統以嘉慶二十二年爲始、按年報部覈銷。(光緒『欽定臺規』卷二四、五城六)。

(50) 今歲春夏、流民覓食者甚眾、是以動用款項倍於往歲。

除中城・南城・西城、業將本年所領銀兩、用完無存、現在均係墊辦。其東・北二城僅存銀百數十兩、計至年底、實不敷用、呈明援例奏請加增、懇恩再行給領銀二千六百兩、分給五城、以資應用。(清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺、064671、道光十三年八月二三日)。「嘉慶道光兩朝上諭檔」第三八冊、道光十三年八月二三日、no.1160、四一〇頁。

(51) 該臣等查得、五城內外設立飯廠十座、每廠每日領米一石、煮賑貧民。近又蒙皇恩、每城加米一石。……遠近就食貧民、男婦老幼、五城統計、約有九千餘名口。……臣等又經查問緣故、或稱藉湯水以共餐、或家中另有病人以分用、或自爲收貯以供一日之饗飧。飯廠內外、從未見有強者攘奪、弱者斃命、更未聞有餓餓牲畜之事。(內閣大庫檔案、019740-001、乾隆三年二月一八日)。

(52) 臣等查、五城分設十廠、每日約有二千餘人、統計十廠、每日人數不過二萬有餘。(同前、161093-001、道光四年四月)。

(53) 自二月二十日起、展至五月二十日止、所有京城內外流民、逐日赴廠就食、餬口有資。……惟是五城出示曉諭、凡可耕作謀生者、概令各歸鄉里、而老幼男婦、及貧獨疾病各名口、尚不下二三千人。(宮中檔朱批奏摺、04-01-01-0659-028、道光四年五月一八日)。

(54) 其房屋不敷棲托者、另覓空房、分別男女居住。西北兩城、已俱收至三四百人、餘亦皆有百數十人不等。(同前、04-01-01-0659-028)。

(55) 該流民每早赴廠、領飯人所、復酌給錢文、添買鑊餅、並聽其沿街乞食。傍晚則收入所中。(同前、04-01-01-0659-028)。

(56) 一九〇二年九月から翌年六月まで北京に滞在した船津輪助によると、炊き出しの利用者の中には、粥を家畜や鳥の餌にする者もいたという。(船津喜助編『燕京佳信 船津輪助の北京通信明治三十五年〜三十六年』船津喜助、一九七八、一二七頁)。船津は日本語学校の北京東文学社に勤めていた人物である。

(57) 自上年十月十五日起、至本年二月十八日、節屆清明、共收養過貧民計七萬六千一百三十五名口。現已遵照向例、查點放散、聽其自謀生理。其老弱殘疾、實在不能謀生者、計男三十四名口、女二名口、仍照舊章、准其常川留養。(陳

慶鋪『籀經堂類彙』卷一、稽查普濟堂完竣疏、『統修四庫全書』第一五二冊、四八八頁。

(58) 至功德林粥廠……向係該住持僧人經理。臣等輪往稽察監放、亦自上年十月十五日開廠起、至本年二月十八日止、共收養貧民三萬六千三百七十三名口、現屆期滿、悉令散去。其殘廢四人、仍查照舊案、交該僧人照料留養。(同前)。

(59) 邱仲麟前揭註(4)論文、二三一頁。菊池秀明氏によると、咸豐三年ころより北京でも太平天国への警戒感が強まっていき、避難する富裕層も増加して、下層民が働き口を失って困窮するようになったという(菊池秀明「北伐と西征 太平天国前期史研究」汲古書院、二〇一七、七九―八五頁)。政府も炊き出しを強化しているが、その現場では役人側ともらい手との間で暴動にもつながりかねない緊張関係も孕んでいた(村田遼平「救荒の理念と現場 清末北京における「宗室騷擾」をめぐる」趙景達編『儒教的政治思想・文化と東アジアの近代』有志舎、二〇一八)参照。

(60) 馬少衛來、述及滿御史阿查本素以訛詐人爲事。近令其子串同地棍張姓、楊姓、向少衛索四百金、以禮拜寺粥廠有弊爲辭、當面詐贓、肆無忌憚。去歲阿查本疏劾天津海會寺僧人、得賄數百兩、眞烏合敗類也。(『懋毓鼎澄齋日記』一、浙江古籍出版社、二〇〇四、光緒三〇年正月二十五日、二三)

嘉慶・道光期の北京における救貧体制と流民問題 村上

二頁)。

(61) これまで嘉慶期については、清朝が衰退していく転換点として位置づけられてきた。現在においても、嘉慶帝についてかなり辛辣な評価を下す研究も見られる。しかしその一方で、ウィリアム・ロウは嘉慶期研究の重要性を説く。William T. Rowe, "Introduction: The Significance of the Qianlong-Jiaqing Transition in Qing History," *Late Imperial China*, 32(2), 2011. 各分野でも実証研究が蓄積されている。ここでは近年の政治史の成果として、以下のものを挙げておく。豊岡康史「嘉慶維新(一七九九年)の再検討」(『信大史学』第四〇号、二〇一六)。韓承賢(廖振旺訳)「文治下での抗議 嘉慶四年蘇州士人的集体抗議与皇帝的反応」(『中央研究院近代史研究所集刊』第七五期、二〇一二)。唐屹軒「嘉慶皇帝的国家治理及其自我论述」(『東吳歴史学報』第二八期、二〇一二)。嘉慶期の政治改革を総体としてどう理解するかは、今後の開拓の余地を大きく残していると思われる。

(62) 特に嘉慶六年の水害が、北京統治にとって大打撃となった。堀地明「嘉慶六(一八〇一)年北京の水害と嘉慶帝の救荒政策」(村上衛編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所、二〇一六)参照。

二九五

(63) この点について夫馬氏は「まず清代初めに国家から距離を置いたところで善堂が生まれ、これが官營でないがゆえに好成績を収めた。国家は早速、これを従来の鰥寡孤独政策に取り込もうとした。……前近代中国の国家のこの柔軟性、つまり新しいものをただちに吸収し自らを活性化し維持してゆく柔軟性を決して過小に評価してはならない」(夫馬進前掲註(1)書、五二四頁)と指摘する。北京についてもこの指摘はあてはまる。邱仲麟氏もまた、北京の炊き出しに対する政府の影響力の大きさを指摘する(邱仲麟前掲註(4)論文、二五六頁)。

(64) 山田賢氏は、北京で嘉慶六年に発生した水害時に『文昌帝君救劫宝誥』が作られ、これが地方官によって重慶に

まで伝えられたとする。山田賢「革命イデオロギーの遠い水源 清末の「救劫」思想をめぐって」(『中国 社会と文化』第二六号、二〇一一)。北京における救劫思想の広がりを考える上で、重要な指摘である。なお救劫思想の起源については、水越知「清代後期における重慶府巴県の寺廟と地方社会 『巴県檔案』 寺廟関係檔案の基礎的考察」(『史林』第九八巻第一号、二〇一五)が、乾隆後期に重慶で刊刻された『新刻川主大帝勸善文』の存在を報告する。

本研究はJSPS科研費17K1348の助成を受けたものである。

(新潟大学人文社会・教育科学系 准教授)

subject—these changes were made with due consideration given to the bells' musical function. The true significance of these alterations is that they indicate there was a change in the elements that comprise music, namely rhythm, harmony, and melody; namely, they show that the role of the bell-chimes in the musical performance as a whole had changed. We may surmise that the musical sensibility of people during Song had changed in a way that would have been unacceptable going back to pre-Qin times, and that this was accompanied by a major change in the musical landscape of court music.

Poor Relief and the Problem of Transients in Late 17th–Early 18th Century Beijing

MURAKAMI Masakazu

This article discusses changes occurred in the poor relief system and the aggravation of the problem of transients during the the Jiaqing (嘉慶) and Daoguang (道光) Eras (1796–1850) of the Qing Dynasty.

From the mid-17th to the early 18th century the government set up facilities for the relief of the poor in Beijing, and in the private sector philanthropists established three facilities for that purpose—namely, *Yuyingtang* (育嬰堂), *Pujitang* (普濟堂), and *Gongdelin* (功德林)—which received support from the government to continue operating on a stable footing. For example, as the name implies, the *Yuyingtang* did care for homeless children, but also performed the important public service, *lucihang* (陸慈航), making the rounds of the city in ox carts to collect corpses lying in the streets and bury them.

In spite of such efforts, neither the government nor private facilities were competent to continue long-term stable operations on their own. This situation created a government-private sector relationship in early Qing Beijing, involving the Qing court's support for the above three facilities and their management by private operators.

Governmental support also created an opportunity for governmental intervention. It was in 1799, when Emperor Jiaqing assumed direct rule of the Dynasty, that the above three facilities were subjected to inspections by the

central government, as increasing intervention in the governance of Beijing became one part of the Jiaqing Era reforms.

Despite such imperial efforts to strengthen social order in the capital city, from the middle of the Jiaqing Era on, the poor and transient population of Beijing began to increase, as shown by the rising outlays for the transient shelters (*qiliusuo* 棲流所) which the government operated, exceeding the original funding. This crisis continued to plague Beijing's citizenry. Therefore, the private sector began distributing food actively with the governmental support. Here we can see how the private sector supplemented the often inadequate and delayed measures being taken by the government, which in turn approved and actively supported these private efforts in order to incorporate them into the city governance.

The Role of Western Staff in Qing China's Legations:
Halliday Macartney and the Sino-French War

Thomas P. BARRETT

The Qing's fledgling diplomatic system in the late 19th century was supported both domestically and abroad by Westerners employed as diplomatic staff in its legations and consulates; as auxiliary advisors primarily outsourced from the Imperial Maritime Customs Service on an ad-hoc basis by provincial governors; and by Robert Hart, Inspector General of the Imperial Maritime Customs Service. However, scholars have yet to provide an in-depth analysis of the role and significance of the Western staff in the Qing's legations and consulates.

In order to begin to clarify the role of such individuals, this paper analyses the function of Halliday Macartney, a Scotsman who served as Counsellor to the Qing Legation in London, in informal negotiations during the Sino-French War which were overseen by his direct superior Zeng Jize, the then incumbent Qing Minister to Britain and Russia.

Past studies have typically portrayed Zeng's diplomacy as a singlehanded effort, and have failed to recognise the contributions of Macartney. This author demonstrates how, in the case of Zeng's diplomacy

【リポジトリ用ファイル編纂者より注記】

この PDF ファイルの次ページに載る奥付は、本論文に対する訂正記事が掲載された『東洋学報』第 101 巻 1 号の奥付です。

本論文が掲載された『東洋学報』第 100 巻 3 号の奥付とは異なりますので、ご注意ください。

(以上)

訂 正

『東洋学報』第100巻第3号所載

村上正和「嘉慶・道光期の北京における救貧体制と流民問題」

同論文の英文タイトル (ii・裏表紙) は、

誤：Poor Relief and the Problem of Transients in Late 17th–Early 18th Century Beijing

正：Poor Relief and the Problem of Transients in Late 18th–Mid-19th Century Beijing

に訂正いたします。

東洋文庫和文紀要

東 洋 学 報 第101巻第1号

2019年6月19日	発 行	非 売 品
編 纂 者	公益財団法人 東 洋 文 庫	
発 行 者	東京都文京区本駒込2-28-21	
	公益財団法人 東 洋 文 庫	
	榎 原 稔	
印 刷 所	東京都千代田区神田司町2-14	
	富 士 リ プ ロ 株 式 会 社	
発 行 所	東京都文京区本駒込2-28-21	
	公益財団法人 東 洋 文 庫	

本書は公益財団法人東洋文庫に対する2019年度文部
科学省補助金の一部によって刊行されたものである。